

# サイクリングしまなみ2024運営業務 仕様書

## 1 目的

広島県と愛媛県を結ぶ西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）は、温暖な気候、多島美の自然や架橋による魅力的な景観とともに、各橋に自転車歩行者道が併設されるなど、サイクリング愛好者の多くが認める日本屈指のサイクリングの適地である。

これまで、2014年から供用中の高速道路本線を規制して行う日本最大規模のサイクリング大会を開催し、“サイクリストの聖地＝瀬戸内しまなみ海道”という魅力を国内外へ発信してきた。2019年11月には、「ナショナルサイクルルート」として国から認定を受けるなど、日本を代表するサイクリングコースへと成長している。

2024年は瀬戸内しまなみ海道が開通25周年を迎える年であり、国際サイクリング大会の開催とあわせて、改めて世界における“サイクリストの聖地＝瀬戸内しまなみ海道”を情報発信することで存在感を示し、瀬戸内しまなみ海道エリアの交流人口の更なる拡大等を通じた地域の振興・活性化を図る。

## 2 実施主体

サイクリングしまなみ2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）

## 3 委託業務の概要

- (1) 業務名  
サイクリングしまなみ2024運営業務（以下「運営業務」という。）
- (2) 履行期間  
契約締結の日から令和7年3月19日（水）までとする。
- (3) 委託料上限  
277,701千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 運営業務の内容

実行委員会が別途作成している“サイクリングしまなみ2024実施計画書及び募集要項”（以下「実施計画書等」という。）に基づき、大会の運営に必要な業務の一切を行う。ただし、実行委員会等が実施する業務については、委託業務から除くものとする。

- (1) 受託者が実施する業務（主な業務内容）
  - ① 業務執行体制の構築
  - ② 大会の進行、運営スケジュールの管理
  - ③ スタッフの確保、配置（スタッフの輸送を含む。）
  - ④ 運営マニュアルの作成、スタッフ説明会の開催
  - ⑤ 通信連絡体制、運営情報共有システムの構築・運用
  - ⑥ 大会公式ホームページの運営、管理
  - ⑦ 参加申込の受付、エントリーシステムの構築・運営（データ管理含む。）、エントリーセンターの設置・運営、参加料の徴収代行
  - ⑧ 高速道路（IC含む）・一般道路の安全対策（人員・立看板・安全対策等資材の運搬、設置、確認及び撤去など。参加者集散時の対策を含む。）
  - ⑨ 参加者の走行管理（参加者走行状況の把握など）
  - ⑩ 参加者収容の運用
  - ⑪ 交通規制の広報・周知（規制看板等の運搬・設置・確認・撤去を含む。）

- ⑫ 交通規制に伴う代替輸送、参加者輸送の企画・実施、船舶の調達及び船舶会社等関係者との調整
  - ⑬ プレミアムエントリーに係る特典等の企画、運営
  - ⑭ 参加者おもてなしサービス（給水、給食、手荷物預かり等）の提供、管理
  - ⑮ シャトルバス等による参加者輸送（トラック等による自転車輸送を含む。）の運営
  - ⑯ レンタサイクルへの対応（海外からの参加者に限る。）
  - ⑰ スタート、フィニッシュ、エイドステーション、受付など大会で使用する各会場の企画、設営、運営、管理（会場周辺の安全対策を含む。）
  - ⑱ 併催イベントの企画・運営（出展ブースの募集・管理・運営を含む。）
  - ⑲ 事故等緊急時の対応
  - ⑳ 開催可否判断用気象データの収集
  - ㉑ 大会のリスク軽減対策（大会参加者の傷害保険、大会運営に係る損害賠償責任保険、ボランティア傷害保険、興行中止保険への加入等）
  - ㉒ 広報活動（大会PRの実施、地元住民向けの周知、パブリシティ活動など）の実施
  - ㉓ 協賛企業の開拓・活用（実行委員会事務局（今治現地本部を含む。以下「事務局」という。）が開拓目標としているものを除く。）
  - ㉔ 制作物計画に示す制作物の調達、制作、保管（管理を含む。）、配置、発送、受け渡し等それぞれの内容、用途に応じた対応
  - ㉕ 大会の記録映像撮影（大会公式記録及び大会運営に係る部分等）及び参加者への写真閲覧・購入サービスの提供
  - ㉖ 大会の公式写真集作成
  - ㉗ 大会運営用資材、車両の調達、管理、物品等の製作（デザインを含む。）
  - ㉘ エントリーシステム、広報、制作物等の多言語化対応
  - ㉙ 参加者に対するアンケート、ヒアリング調査を含む大会成果報告
  - ㉚ その他、大会運営に必要な業務
  - ㉛ 上記⑫、⑮、⑯で利用者から徴する料金収入は、受託者の収入に属するものとする。
- (2) 実行委員会等が実施する業務（運營業務から除く業務）
- ① 救護体制の構築・運営（救護所で使用する物品等の調達、管理については除く。）
  - ② 一般ボランティアに関する業務（一般ボランティアに配付するスタッフ用ツール等の調達、管理については除く。）
  - ③ 4(1)の業務のうち、⑧、⑪、⑫、⑰、⑱については、全部、もしくは、一部の業務を実行委員会等が実施する場合がある。この場合、業務内容や削減する経費等について、双方協議の上決定する。

## 5 経費の内訳

運營業務に係る一切の収支を計上すること。

なお、次の経費は計上しないこと。

- ① 上記4(2)の実行委員会等が実施する業務に係る経費
- ② 高速道路及び一般道路で安全対策に従事する行政職員、エイドステーションなど各会場でおもてなし対応にあたる行政職員、地域住民によるボランティアなど、実行委員会が手配するスタッフの人件費

## 6 成果報告等

大会終了後、速やかに業務の内容を取りまとめた実施報告書を事務局へ提出すること。

また、大会の公式記録集を作成のうえ、委託期限内に事務局へ納品すること。

なお、これら報告書、記録集以外にも、業務を通じて作成した資料等の提供を求める場合がある。

- ① サイクリングしまなみ2024大会実施報告書 3部
- ② 上記実施報告書に係る電子媒体 1式
- ③ サイクリングしまなみ2024公式記録集 850部
- ④ 上記公式記録集に係る電子媒体 2式
- ⑤ サイクリングしまなみ2024公式写真集 1,500部  
(日本語1,000部、英語500部)
- ⑥ 上記公式写真集に係る電子媒体 1式

## 7 その他

- (1) 実施計画書等との整合性を図ること。
- (2) 安全性に十分配慮した運営とすること。
- (3) 瀬戸内しまなみ海道の交通規制時間を厳守できる運営とすること。
- (4) 各会場でのおもてなし等は、地域と連携した運営とし、地域の活性化に配慮すること。
- (5) 瀬戸内しまなみ海道の魅力を国内外に広くかつ効率的に情報発信すること。
- (6) 事務局と十分に連携しながら、道路管理者や交通管理者等との協議を踏まえて運営すること。
- (7) 本大会は、広島県、愛媛県、尾道市、今治市及び上島町の令和6年度予算成立後、実行委員会の事業計画及び承認を経て実施するものであり、事業計画の不承認等により大会が行われない場合であっても、受託者の損害に対する賠償は行わない。
- (8) 実施計画書等に沿った大会運営が困難であるときは、受託者は事務局と協議のうえ、運営方法を変更することができる。
- (9) 上記4(2)の実行委員会等が実施する業務は、事情により変更することがある。
- (10) その他定めのない事項については、必要に応じ事務局と協議のうえ、処理するものとする。